

個人情報保護見直し規則

(目的)

第1条 本規則は、「個人情報管理規則」および「個人情報保護監査規則」に基づき、個人情報保護マネジメントシステムの見直しの実施について定め、個人情報保護に関する理解と遵守、周知徹底を図ることを目的とする。
この規則に定義のない用語の意義に関しては、「個人情報管理規則」および「個人情報保護監査規則」の定義に従うものとする。

(責任と権限)

第2条 本規則の作成・実施に関する責任と権限は、個人情報保護管理者にある。

(個人情報保護見直し手順)

第3条 個人情報保護見直し手順は以下のとおりとする。

情報報告

個人情報保護管理者は、「個人情報保護見直し実施記録」に記述されている提供すべき情報を準備する。実際に提供する情報を「個人情報保護見直し実施記録」に記入し個人情報保護見直し会議に提出する。

個人情報保護見直し会議

社長は、毎年1回、監査終了後1ヶ月以内に、個人情報保護見直し会議を開催する。個人情報保護見直し会議の出席者は、社長、個人情報保護管理者、およびその指名者とする。

個人情報保護管理者から提供された情報をもとに見直しを実施し、個人情報保護マネジメントシステムの見直しを提案するか検討する。

見直し実施の有無及び個人情報保護マネジメントシステムの見直しを提案した場合、変更内容案とその理由を作成し、「個人情報保護見直し実施記録」に記録する。

社長は、「個人情報保護見直し実施記録」を承認する。

変更内容案の指示

個人情報保護管理者は、変更内容に係る個人情報保護マネジメントシステム上の責任者に「個人情報保護見直し実施記録」を配布し、変更内容案の実施もしくは検討を指示する。

検討の場合、指示時点で検討結果の報告期限をあらかじめ定め、「個人情報保護見直し実施記録」に記録する。

見直し実施

見直しの指示を受けた者は、「個人情報保護見直し実施記録」に従い見直しを実施し、結果を「個人情報保護見直し実施記録」に記録し、個人情報保護管理者に提出する。

検討の指示を受けた場合は、報告期限までに検討結果を個人情報保護管理者に報告する。

見直し実施の確認

見直し実施の確認は、個人情報保護監査を通して行う。また、次回の個人情報保護見直し会議においてもフォローアップする。

附則

1. この規則は、平成 17 年 12 月 15 日から施行する。
2. 平成 18 年 11 月 1 日に改定、施行する。
3. この規則を改廃する場合には、従業員の意見を聴いて行う。

以 上